

学校いじめ防止 基本方針

平成 26 年 4 月 7 日（策定）
令和 4 年 4 月 7 日（最終改定）

三田市立けやき台小学校

令和4年度

三田市立けやき台小学校いじめ防止基本方針

目次

1	基本理念	2
2	基本方針	3
(1)	学校いじめ防止基本方針の策定と見直し	3
(2)	いじめの定義	4
(3)	いじめの認知	5
3	いじめ防止等の指導體制・組織的対応等	6
(1)	本校におけるいじめの防止等の対策のための組織（別紙2：組織表）	6
(2)	本校におけるいじめ防止における具体的な取組	7
①	いじめについての共通理解	7
②	信頼関係の構築	7
③	早期発見・早期対応	7
④	いじめに向かわない態度・能力の育成	8
⑤	実態把握	8
⑥	児童生徒が主体となった取組	8
⑦	インターネットを通じて行われるいじめへの対応	9
⑧	自殺予防教育の推進	10
⑩	取組みに対する評価	10
(3)	学校におけるいじめに対する措置	10
4	重大事態への対応について	10
(1)	学校が主体となって調査を行う場合について	11
(2)	市教育委員会との連携について	11
5	その他	11

1 基本理念

けやき台小校区は、閑静な住宅街と大規模な商業地域からなるニュータウン地区と、旧地区からなっている。本年度は760名と市内で3本の指に入る児童数を誇っているが、近年児童数が減少を始めた学校である。

本校では、PTAをはじめ、自治会、スポーツクラブ21けやき、けやきクラブ（敬老会）、けやき台人権ネットワーク、地域学習支援ボランティアなど、様々な団体が教育活動を支援している。本校の課題として、全国各地からの転入があるため、新たな地域のつながりが求められており、学校教育の活動を拠点とし、より広く地域とのつながりを深めていく取り組みを続けている。

本校は昨年度創立30年を迎え、学校目標「夢に向かって 堂々と歩む子の育成 ～けやきのA（エース）をめざせ！～」を掲げて、より一層地域から信頼される学校をめざして様々な教育実践を展開している。また、数年にわたって「表現力豊かな子をめざして 一子どもたちが関わり合い、深め合う授業の追求」をテーマに算数科の研究を継続している。子どもが単に教師から教わる授業ではなく、子どもたち自らが考え、相互に表現し合うことによって、学びをより確かなものにしていくプロセスを大切にしたい取り組みを行っていく。その中で、思考・判断・表現という生きた学力の情勢を目指し、他教科の学習や実生活にも反映されていくことを願う。

また、普段の学級における係り活動や話し合い活動、児童会の活動や集会活動など、子どもたち相互の「つながり」を重視し、より安心して信頼できる集団づくりを支える大事な取り組みを大切にしている。その中で、児童の情報を職員間で共有し、得られた課題等の状況によっては、保護者との連携はもちろんのこと、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなど心理や福祉の専門家、医師、警察等関係機関、民生児童委員、中学校区青少年育成協議会、市教育委員会などと連携をとりながら指導にあたるように努める。

いじめについては、全教職員が、「いじめは、どの児童生徒にも、どの学級にも起こり得る」、「どの児童も被害者にも加害者にもなりうる」という認識を持ち、日常の些細な変化を見逃さず、いじめをしない、させない、許さない等、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む。

そのため、本校において、児童が好ましい人間関係を築き、豊かな心を醸成させるよう、道徳教育・人権教育を全ての教育活動において実践するとともに、以下の指導体制を構築し、いじめの防止等を包括的に推進する。

【いじめの基本認識】

- ① いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こり得るものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④ 嫌がらせやいじわる等、多くの児童生徒が入れ替わりながら加害も被害も経験する。
- ⑤ 暴力を伴わないいじめであっても、繰り返されたり、集中的に行われたりすることにより生命、身体に重大な危険が生じる。
- ⑥ いじめは、その態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑦ いじめでは、加害・被害の二者関係だけでなく、いじめを助長する観衆、いじめに暗黙の了解を与えてしまう傍観者も存在する。この傍観者から仲裁者への転換を促すことが重要である。

※「兵庫県いじめ防止基本方針」兵庫県教育委員会より

2 基本方針

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定と見直し

学校教育目標

「夢に向かって 堂々と歩む子の育成」

・・・(あきらめず挑戦し 自尊感情を高める)

～けやきの A (エース) をめざせ!～

- ㊦ 元気で明るい子
- ㊧ やさしく素直な子
- ㊨ 興味を持ち、伝え合って学ぶ子

「児童・保護者・地域に信頼され、誰もが誇りに思える学校」

めざす児童像

「人とつながり、笑顔あふれる 心ぽかぽかな けやきっ子」

～けやきの A (エース) をめざせ!～

- ◎ 「明るくあいさつ」が出来る子
- ◎ あきらめず挑戦できる子
- ◎ あったかことばで会話ができる子
- 「もくもくそうじ」が出来る子
- 「歌声で響き合う」子

いじめ防止に向け、日常の指導体制を整備し、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切にかつ速やかに解決するための「学校いじめ防止基本方針」を定める。

「学校いじめ防止基本方針」は、保護者や地域住民が内容を確認しやすいように公表（ホームページへの掲載等）し、年度初めには保護者等に必ず説明するとともに、児童生徒に対しては、特別活動の時間等に、発達段階に応じて学校いじめ防止基本方針の周知を図る。

学校いじめ防止基本方針の見直しにあたっては、いじめ対策の達成目標を設定するとともに、年間計画（別紙1：生徒指導年間計画表）を定める。そして、その取組状況等を学校評価項目に位置付け、定期的に点検・評価を行い、改善に努める。なお、児童、保護者、地域住民等の意見も参考に、学校いじめ防止プログラム等の年間計画を作成、実施することを通じて、より一層、学校いじめ防止基本方針の理解を促進する。

（2）いじめの定義

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のいないときは、未成年後見人）をいう。

（留意点）

- ・「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級の児童生徒、塾やスポーツクラブ、SNSやインターネット等を通じて知り合うなど、当該児童が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童との何らかの人的関係を指す。

- ・ 具体的ないじめの態様（文部科学省：いじめ防止基本方針より）

・ 冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
・ 仲間はずれ、集団による無視をされる
・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
・ 金品をたかられる
・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

- ・ 上記「具体的ないじめの態様」以外にもいじめに該当する場合がある。
- ・ これらのいじめの中には、犯罪行為（インターネットを通じて行われるものを含む）として、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあり、学校が把握した時点で早期に警察に相談したり、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれたりする。このような場合には、いじめを受けた児童及びその保護者の意向を配慮したうえで対応する必要がある。

（3）いじめの認知

全教職員が法に定められた「いじめの定義」を正しく認識し、児童の小さな変化も見逃さないよう、「いじめ見逃しゼロ」に取り組む。

個々の行為が「いじめ」にあたるか否かの判断は、いじめを受けた児童の受けとめが重要である。けんかやふざけ合いであっても、気づかないところでいじめを受けている場合がある。また、好意から行ったことが意図せず相手に心身の苦痛を感じさせてしまう場合もある。背景にある事情の調査を行い、行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じている被害性に着目し、法の定義に基づいて、いじめに該当するか否かを判断する。ただし、いじめにあたると判断した場合でも、事案に応じて、学校は「いじめ」という言葉を使わずに指導するなど、柔軟に対応することも可能である。

なお、いじめに該当するか否かの判断にあたっては、以下の点にも留意する。

（留意点）

- ・ 「弱い者に対して」というような児童間の人間関係にはよらない。
- ・ お互いに心理的又は物理的な影響を与える行為をしている場合は、それぞれの行為がいじめに該当するか否かを判断する。「一方的」な行為か否かにはよらない。
- ・ 行為が繰り返し行われているなど、継続しているか否かにはよらない。行為

が1回限りの場合であっても、被害性に着目して判断する。

- ・いじめを受けていても、当該児童がそれを否定したり、「大丈夫」と答えたりする場合が多々あることを踏まえ、行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じている場合には、その苦痛が「深刻」であるかなどによって限定して解釈することがないようにする。

3 いじめ防止等の指導體制・組織的対応

(1) 本校におけるいじめの防止等の対策のための組織（別紙2：組織表）

学校におけるいじめの防止や、いじめの早期発見・早期対応などを実行的に行うため、管理職を含む複数の教職員、心理等に関する専門的な知識を有する関係者により「学校いじめ対応チーム」を設置し、日常の教育相談体制、生活指導體制などの校内組織を明確にするとともに、関係機関との連絡・調整を行う。

【学校いじめ対応チームが担う役割】

（未然防止）

- ☆ いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割を担う。

（早期発見・事案対応）

- ☆ いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割を担う。
- ☆ いじめの早期発見・事案対応のため、いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割を担う。
- ☆ いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童間の人間関係に関する悩みを含む。）があった時には緊急会議を開催するなど情報の迅速な共有、及び関係児童に対する聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割を担う。
- ☆ いじめの被害児童に対する支援・加害児童に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割を担う。

（学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組）

- ☆ 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う役割を担う。
- ☆ 学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割を担う。
- ☆ 学校いじめ防止基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う役割（PDCA サイクルの実行も含む）を担う。

児童にいじめに関するアンケートを実施する際には、学校いじめ対応チームについて具体的に認識しているかを調査し、取組の改善につなげる。

個々の教職員は、児童や保護者からいじめに係る相談を受けたり、児童の気になる表情や言動、体調の変化等に気づいたりした場合、法第23条に基づき、そのすべてを「学校いじめ対応チーム」に報告する。そして、「学校いじめ対応チーム」は、当該児童及び保護者の意向を尊重して、指導の方針を決定し、組織的に対応する。なお、学校いじめ対応チームの会議で決定した指導の方針やその後の対応等については、適切に記録する。

第23条 学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

(2) 本校におけるいじめ防止に対する具体的な取り組み

① いじめについての共通理解

全教職員は、法に定められた「いじめの定義」を正しく認識し、児童の小さな変化を見逃さないため、「いじめは、どの児童にも、どの学校にも起こり得る」、「どの児童もいじめを受けた者にもいじめを行った者にもなりうる」という認識をもち、「いじめ見逃しゼロ」に取り組む。その上で、日頃から、児童の言動などに変化が見られる場合は教職員間で情報を共有し、すぐに話しを聞くなど、組織的に対応する。その際、いじめが疑われる場合は、「学校いじめ対応チーム」で適切に対応し、事案を軽視することなく、積極的にいじめを認知する。

いじめの態様、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについては、校内研修や職員会議で周知を図り、全教職員の共通理解を図る。また、いじめに関する道徳の授業を学校いじめ対応チームが実施するなど、学校が組織的にいじめに対応することが児童に理解されるような取り組みを行う。

② 信頼関係の構築

普段から、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携し、校内の教育相談を充実させ、児童や保護者が相談しやすい環境を整備するとともに、家庭訪問等により児童や保護者の声に耳を傾け、信頼関係を構築する。さらに、日頃から学校を積極的に開き、PTAの各種会議や保護者会、学校ホームページや学校便りにおいて、いじめの実態や指導方針などの情報を提供し、意見交換や情報交換をする場を設けるなど、いじめの持つ問題性や家庭教育の大切さなどを具体的に理解してもらう取り組みを行う。

③ 早期発見・早期対応

いじめは教職員や保護者が気づきにくい時間や場所で行われ、遊びやふざ

けあいに類して行われることを認識するとともに、いじめ早期発見のためのチェックリスト等を活用して児童の小さな変化も見逃さないよう「いじめ見逃しゼロ」に取り組む。また、全教職員が、児童の気になる表情や言動、体調の変化等に気づきけるよう、教職員の人権感覚や対応力を高めるため、校内研修会を実施する。

④ いじめに向かわない態度・能力の育成

児童が仲間や教職員と心通いあわせ、安全、安心に学校生活を送ることができ、児童が主体的に授業や行事に参加し、活躍できるよう、日頃から「わかる授業づくり」「自己有用感や自己肯定感の向上」に努める。そして、児童が集団の一員としての自覚や自信、意欲、感謝する心などを持ち、互いを認め、心通いあう人間関係・学校風土を自らつくり出し、児童の幅広い社会性を育むため、道徳教育や人権教育、特別活動、体験活動等を充実する。また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等と連携し、児童の^{※1}ストレスマネジメントや^{※2}ソーシャルスキルトレーニング、さらには^{※3}ピアサポート活動等を計画的に実施し、いじめに向かわない態度や能力を育成する。

※注)

※1 ストレスマネジメント

様々なストレスに対する対処法を学ぶ手法。始めにストレスについての知識を学び、その後「リラクゼーション」「コーピング（対処法）」を学習する。危機対応などによく活用される（文部科学省：生徒指導提要より）。

※2 ソーシャルスキルトレーニング

様々な社会的技能をトレーニングにより、育てる方法。「相手を理解する」「自分の思いや考えを適切に伝える」「人間関係を円滑にする」「問題を解決する」「集団行動に参加する」などがトレーニングの目標となる。（文部科学省：生徒指導提要より）。

※3 ピアサポート活動

「ピア」とは児童生徒「同士」を意味し、児童生徒の社会的スキルを段階的に育て、児童生徒同士が互いに支えあう関係を作るためのプログラム。「ウォーミングアップ」「主活動」「振り返り」という流れを一単位として、段階的に積み重ねる（文部科学省：生徒指導提要より）

⑤ 実態把握

いじめの実態把握や、いじめに関する様々な情報を収集し、いじめ防止のための啓発活動に取り組むため、「いじめに関するアンケート」や「教育面談」を児童や保護者を対象に定期的実施する。

⑥ 児童が主体となった取り組み

道徳科の授業はもとより、学級活動、児童会活動等の特別活動において、いじめ問題について考えを深め、児童が互いを思いやる気持ちの大切さについて呼びかける活動、携帯電話やスマートフォンの使用に関するルールを作る活動

など、いじめ防止を訴えるような主体的な取り組みを推進する。

【本校の取り組み】

- ・児童会が中心となって、「あいさつ運動」に取り組む。
- ・「1年生をむかえる会」で、各委員会活動の児童が学校の生活の決まりや、いじめのない学校づくりについて、新入生にわかりやすく教える取り組みを行う。
- ・児童会活動を中心に「いじめ撲滅宣言」を行い、パネルやバッジ等を作成する。また、「あいさつ運動」を活発化し、明るい学校づくりを推進する。
- ・児童会中心にポスターコンクールを開催し、いじめ撲滅の啓発活動を行う。
- ・いじめに関する公開ディベートやパネルディスカッションを行う。
- ・小中学校の児童会、生徒会が交流するなど、異年齢交流を行う。
- ・PTAと連携し、いじめ撲滅街頭キャンペーンを実施する。
- ・児童会の取組に対し全校生にアンケート調査を実施、見直しを行う。
- ・学級活動（2）を通して「いじめ撲滅」に向けての話し合い活動を行う。

⑦ インターネットを通じて行われるいじめへの対応

全ての児童に貸与しているタブレット端末の活用方法も含め、発達段階に応じて児童に指導する。保護者に対しては、家庭におけるスマートフォンやインターネット等の利用に関するルールを子どもの意見を取り入れて作り、環境の変化や子どもの成長に合わせてルールを定期的に点検、見直すよう、積極的に啓発する。

⑧ 自殺予防教育の推進

命や暮らしの危機、様々な困難やストレスへの対処方法を身につけ、辛い時や苦しい時には、ためらわずに助けを求める態度を培うとともに、保護者、地域住民、関係機関との連携を図る。

※注)

※⁶自殺予防教育

自殺対策基本法第17条第3項

学校は、当該学校に在籍する児童、生徒等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、当該学校に在籍する児童、生徒等に対し、各人がかけがえのない個人として共に尊重し合いながら生きていくことについての意識の涵養等に資する教育又は啓発、困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育又は啓発その他当該学校に在籍する児童、生徒等の心の健康の保持に係る教育又は啓発を行うよう努めるものとする。

⑨ 学校園所連携の強化

保育園所、幼稚園、認定こども園と小学校間、また、小学校、中学校、高等学校間で日頃から緊密に連携する。

⑩ 取り組みに対する評価（別紙４：学校いじめ対応マニュアル）

学校いじめ防止基本方針が、学校の実情に即して適切に機能しているかを「学校いじめ対応チーム」を中心に点検し、必要に応じて見直す。

また、学校いじめ防止基本方針に基づくいじめの防止等のための取組（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに係る取組、早期発見・事案対処マニュアルの実行、定期的また必要に応じていじめに関するアンケート、教育相談の実施、校内研修の実施等）に係る達成目標を設定し、目標の達成状況の評価する。その評価結果を踏まえ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善を図る。

（３）いじめに対する措置（別紙４：学校いじめ対応マニュアル）

いじめが疑われる事案や、いじめの事実を把握した際には、「学校いじめ対応チーム」が中心となり、速やかにいじめの事実確認を行い、いじめに係る情報を適切に記録するとともに、全教職員で共有し、必要に応じて関係機関と連携しながら、いじめの解決に向けた取組を行う。

４ 重大事態への対応について

法第２８条に基づき、重大事態（※）が発生した場合（いじめにより重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。以下同じ）には、速やかに適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行う。（別紙４：学校いじめ対応マニュアル）

【※重大事態とは】

ア． いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき（法第２８条第１項第１号）。

具体的には、児童が自殺を企図した場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合等を指す。重大事態であるか否かは、いじめを受けた児童の状況に着目して判断する。

イ． いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（法第２８条第１項第２号）。

「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間３０日を目安とする。ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、学校又は市教育委員会の判断により、迅速に調査に着手する

ことが必要である。

第 28 条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

（１）学校が主体となって調査を行う場合について

学校が調査の主体となる場合は、「学校いじめ対応チーム」が、学校長の指導及び指揮の下調査を行うとともに、児童の心のケアを行う。また、学校長よりいじめを受けた児童及びその保護者に対し、必要な情報を適切に提供する。

（２）市教育委員会との連携について

学校長は、重大事態が発生した旨を、速やかに市教育委員会に報告する。なお、事案によっては、市教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力する。

5 その他

・いじめを未然に防止するために、保幼・小・中学校園所との連携をより密に行い、児童がこころ豊かに自己実現できるよう計画的な取り組みを進める。